

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

環境局	(19年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>10. 原価計算について</p> <p>(2) ① (ア)部門共通人件費の配賦方法について</p> <p>廃棄物処理事業において、人件費は環境局全体または複数の部門・種類に跨って発生する場が多い。</p> <p>原価計算では、まず、労務課で環境局の課毎の人件費が集計され、直接、部門、種類に集計された後、部門共通費については一定の配賦基準にもとづいて、各部門、各種類ごとに配賦計算がなされる。</p> <p>この場合の配賦基準は、原価計算担当者が、職員の作業内容を確認した上で、その仕事量にもとづいて概算で作業割合を決定したものをを用いているが、職員は各作業時間を内容ごとに毎日記録しているわけではないので、担当者の判断に左右される面もあり、必ずしも正確なものとは言い難い状況にある。</p> <p>人件費は総原価の2割強を占め、その配賦如何によって種類別原価に大きく影響するものであることから、人件費の配賦は厳密に行われる必要がある。</p> <p>また、廃棄物処理事業は、労働集約的作業といえることから、直接作業時間または、それをもとにした直接労務費は、次で指摘する間接費等の配賦基準の基礎としても有用と考えられる。</p> <p>したがって、部門共通人件費は、直接作業時間について毎日実績時間を記録するなどし、実際の直接作業時間またはそれに順ずる客観的データを基礎として配賦基準を設定し、配賦計算を行う必要がある。</p>	<p>部門共通人件費のうち、環境事業所で発生したものについては、次のとおり配賦計算を行うこととした。</p> <p>① 作業日誌等の記録から、「ごみ収集(家庭ごみ)」、「資源物収集(缶・びん等)」等の「部門(種類)」別の直接作業時間を集計する。</p> <p>② ①で集計した部門(種類)別の直接作業時間の総計に対する各部門(種類)ごとの直接作業時間の割合を算出する。</p> <p>③ 部門共通人件費を②で算出した割合に応じて各部門(種類)に配賦する。</p> <p>また、その他の部門共通人件費については、職員の作業時間を部門(種類)別に識別することが困難であるため、「一般廃棄物会計基準(平成19年6月環境省策定)」に定められた配賦基準に従い、次のとおり配賦計算を行うこととした。</p> <p>① 部門(種類)別の直接経費を集計する。</p> <p>② ①で集計した部門(種類)別の直接経費の額の総額に対する各部門(種類)の直接経費の額の割合を算出する。</p> <p>③ 部門共通人件費を②で算出した割合に応じて各部門(種類)に配賦する。</p> <p>以上の取扱いについて、平成20年度実績分から実施した。</p>	

(2) ① (イ)間接費の配賦基準について

直接費として種類毎に直接賦課されたもの以外の費用は、市の原価計算では「一般管理費」として集計している。これには、環境局全体にかかわる費用であるため全ての種類に配賦される費用（これを「一般管理1」という。）、環境局のうち環境部の作業にはかかわらないため、環境部を除いて配賦される費用（これを「一般管理2」という）及び環境部とし尿処理には関連しないため、それらを除いて配賦される費用（これを「一般管理ごみ」という。）の3つに分けている。

また、市内5ヶ所の環境事業所で発生する費用についても、一般管理費と同様に間接費として配賦計算が行われている。

平成18年度における一般管理費及び環境事業所経費（人件費は除く）の発生額は、それぞれ次のとおりである。

(単位：千円)

一般管理1	一般管理2	一般管理ごみ	環境事業所	合計
80,044	117,222	218,600	82,852	498,718

一般管理費は、一定の配賦基準にもとづいて各種別別に配賦されている。この場合に用いられている配賦基準は、前年度に使用した配賦基準をもとに当年度の部門等の改廃、作業量の増減等を加味して決定しているが、客観的な数量基準によるものではなく、前項で指摘した人件費の配賦基準と同様、担当者の判断による部分が大きい。また、これまで継続して前年度の基準に当年度の状況変化を加味して決定する方法を踏襲しているが、そもそもその出発点となる当初にどのように配賦基準を決定したかは不明である（なお、環境事業所経費の配賦基準の決定方法については〔2〕意見（ア）「環境事業所」参照）。

一般管理費として各種別別に配賦される金額も、上記のとおり決して僅少なものではなく、その配賦額が種類別原価に与える影響は少なからずある。

したがって、適正な原価計算のためには、各種別別への配賦基準は、一般管理費の発生と比例関係にあり、かつ、直接作業時間、直接労務費など客観的で合理的な基準を選択する必要がある。

また、操業廃止や終了等で直接労務費の発生がない、焼却（小鶴工場）、埋立（延寿）、破碎（マットレス）、資源物処分（乾電池・蛍光管・不燃）の各種別については、間接労務費の配賦

間接費のうち、環境事業所で発生したものについては、次のとおり配賦計算を行うこととした。

- ① 作業日誌等の記録から、「ごみ収集（家庭ごみ）」、「資源物収集（缶・びん等）」等の「部門（種類）」別の直接作業時間を集計する。
- ② ①で集計した部門（種類）別の直接作業時間の総計に対する各部門（種類）ごとの直接作業時間の割合を算出する。
- ③ 間接費を②で算出した割合に応じて各部門（種類）に配賦する。

また、その他の間接費については、職員の作業時間を部門（種類）別に識別することが困難であるため、「一般廃棄物会計基準（平成19年6月環境省策定）」に定められた配賦基準に従い、次のとおり配賦計算を行うこととした。

- ① 部門（種類）別の直接経費を集計する。
- ② ①で集計した部門（種類）別の直接経費の額の総額に対する各部門（種類）の直接経費の額の割合を算出する。
- ③ 間接費を②で算出した割合に応じて各部門（種類）に配賦する。

以上の取扱いについて、平成20年度実績分から実施した。

なお、廃止工場など直接労務費の発生がない施設に係る費用については、平成26年度実績分から間接労務費の配賦を行わないこととした。

が合計で8,398千円生じている。

通常、直接労務費と間接労務費は相関関係があるはずであり、廃止工場などで人員の関与が全くなく、直接労務費の発生がないのであれば、間接労務費の配賦も不要である。このような現象は、現行の間接費配賦基準が費用発生の様態と一致していないことを表していることとなる。

このことから、客観的合理的な配賦基準を選択する必要が認められる。

なお、多少なりとも人員の関与があるのであれば、その作業時間は直接労務費として把握されるべきである。

(2) ① (カ)廃止工場の関連費用

焼却工場の小鶴工場は平成 17 年度に廃止しており、また、埋立の延寿処分場及び森郷処分場も平成 18 年度以前に閉鎖しているが、平成 18 年度において次のとおり原価が発生している。

また、平成 18 年度末時点で、次のとおり有形固定資産の未償却残高がある。

(単位：千円)

施設	小鶴工場	延寿処分場	森郷処分場
給与等	—	—	—
間接費配賦額	4,683	1,962	—
人件費計	4,683	1,962	—
需用費	673	8,282	4,694
委託料	3,654	5,968	7,063
使用料	—	—	268
工事請負費	—	7,339	—
公課費	1,298	3	—
建物共済費	135	1	17
減価償却費	10,528	—	9,703
間接費配賦額	802	335	—
起債利子	—	—	1,291
物件費・利子計	17,092	21,930	23,038
合計	21,775	23,893	23,038
固定資産未償却額	316,257	—	122,915

上記施設はすでに廃止していることから、当該施設は当年度の廃棄物処理に役立っているとはいえない。したがって、これらの費用は当年度の原価計算外で損失として処理されるべきものである。

また、有形固定資産に多額の未償却残高があるが、これらは本来施設の稼働期間中において減価償却費として認識されるべきものであったと考えられる。したがって、これらの未償却残高に何らかの価値が認められる場合を除いては、これについても原価計算外で損失として処理する必要がある。

平成 26 年度実績分から、小鶴工場、延寿処分場及び森郷処分場に要する維持管理費については、当年度の廃棄物処理に資するものではないため、原価計算に含めないものとするとともに、これらの施設に係る有形固定資産の減価償却を行わないこととした。